

四日市市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12で準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

令和2年3月2日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

公表すべき閲覧はなかった。

（選挙管理委員会事務局）